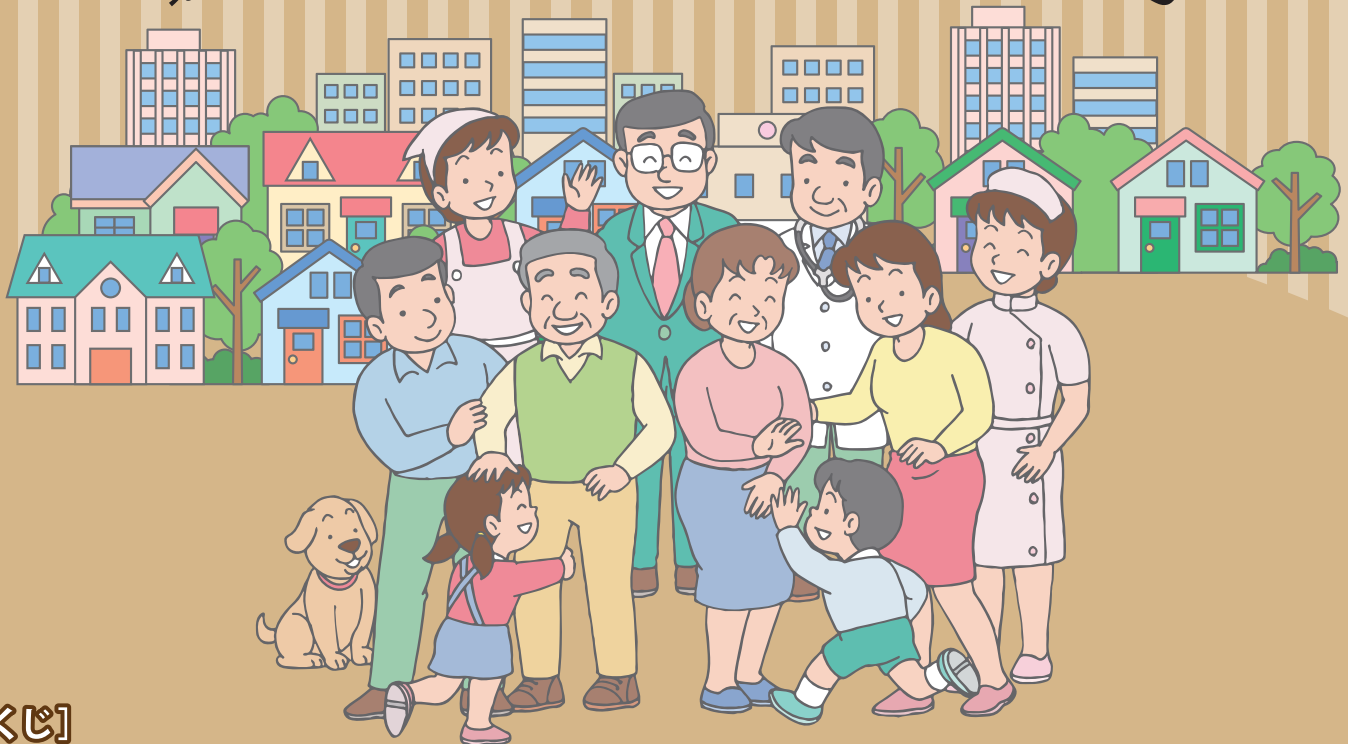


屋久島町高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

平成30年度 ▶ 平成32年度

地域で支え合い、自立と生きがいをめざしたまちづくり



【もくじ】

- P2 ○○○ 計画の基本理念
- P3 ○○○ 計画の基本目標
- P4 ○○○ 施策の展開
- P5 ○○○ 介護保険のしくみ
- P6 ○○○ 介護保険料について
- P7 ○○○ あなたの介護保険料を見てください
- P8 ○○○ 地域包括支援センター

平成30年3月

鹿児島県屋久島町



地域で支え合い、自立と生きがいをめざしたまちづくり

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。第6期計画は『地域で支え合い、自立と生きがいをめざしたまちづくり』を基本理念として、本町の優れた特性と発展可能性を生かし、自然、歴史、文化、人などあらゆる社会資源を有効に活用しながらまちづくりを進めてきました。第7期計画においても、第6期計画における基本理念を変更せず、理念を徹底するものと捉え、施策の展開を図ります。



屋久島町の現状

★高齢者数の見込み

2015年
(国勢調査)

65歳以上
4,051人

65～74歳
1,921人

高齢化率
31.4%

75歳以上
2,130人

65～74歳
2,019人

高齢化率
37.0%

75歳以上
2,407人

2025年
(推計人口)

65歳以上
4,426人

厚労省の推計によると団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者人口は4,426人、高齢化率は37.0%となることが予想されます。



1 介護予防・健康づくりの推進

健康寿命を延ばし幸福で活力ある老後のため、集落での各種介護予防教室や高齢者サロンへの参加など、介護予防事業の更なる利用を進めます。特定健診・長寿健診や各種がん検診、保健指導などを効果的に活用することで自助努力による健康づくりを支援します。

2 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり

高齢者が、生きがいのある生活を続け社会への参加を意識できるよう取り組み、自らが生活支援の担い手として活躍できるよう支援します。また、要介護や認知症になっても、できる限り住み慣れたわが家で自立した生活ができ、互助・共助により安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

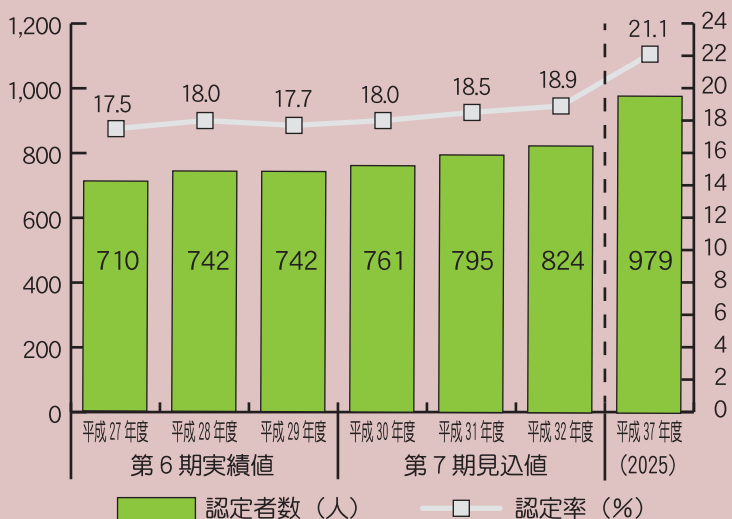
3 地域包括ケアの体制づくりの推進と深化

高齢者の様々な課題の解決に向け、介護・医療・予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制を作るため、関係機関が連携し地域の活動を支援していきます。特に地域の支え合いを大切にし、地域ネットワークの構築を推進していきます。

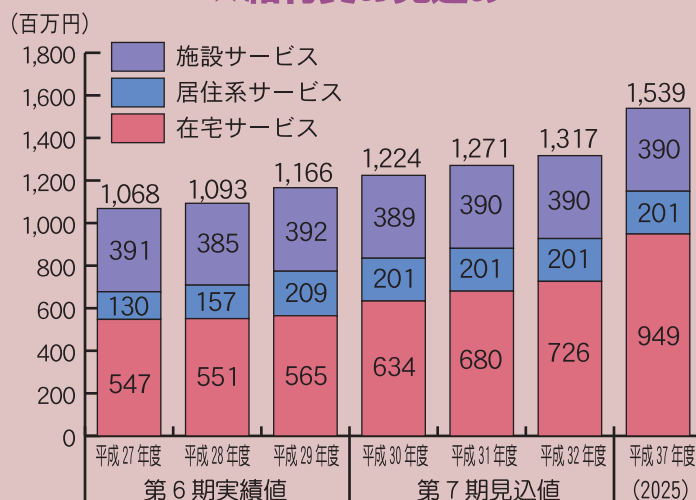
4 持続可能な介護保険事業の推進

介護サービスの適切な利用がなされているか、適切な指導・助言に努め、介護人材の確保・離職防止に向けた取組を進めていきます。持続可能な介護保険事業運営に不可欠となる町民の協力体制を整えていくため、介護保険運営協議会をはじめ意見の集約や介護保険制度のあり方などの普及・啓発を図り、周知に努めます。

★要介護（要支援）認定者数の見込み



★給付費の見込み



第7期計画期間の要介護（要支援）認定者数及び給付費は増加傾向で推移する見込みです。



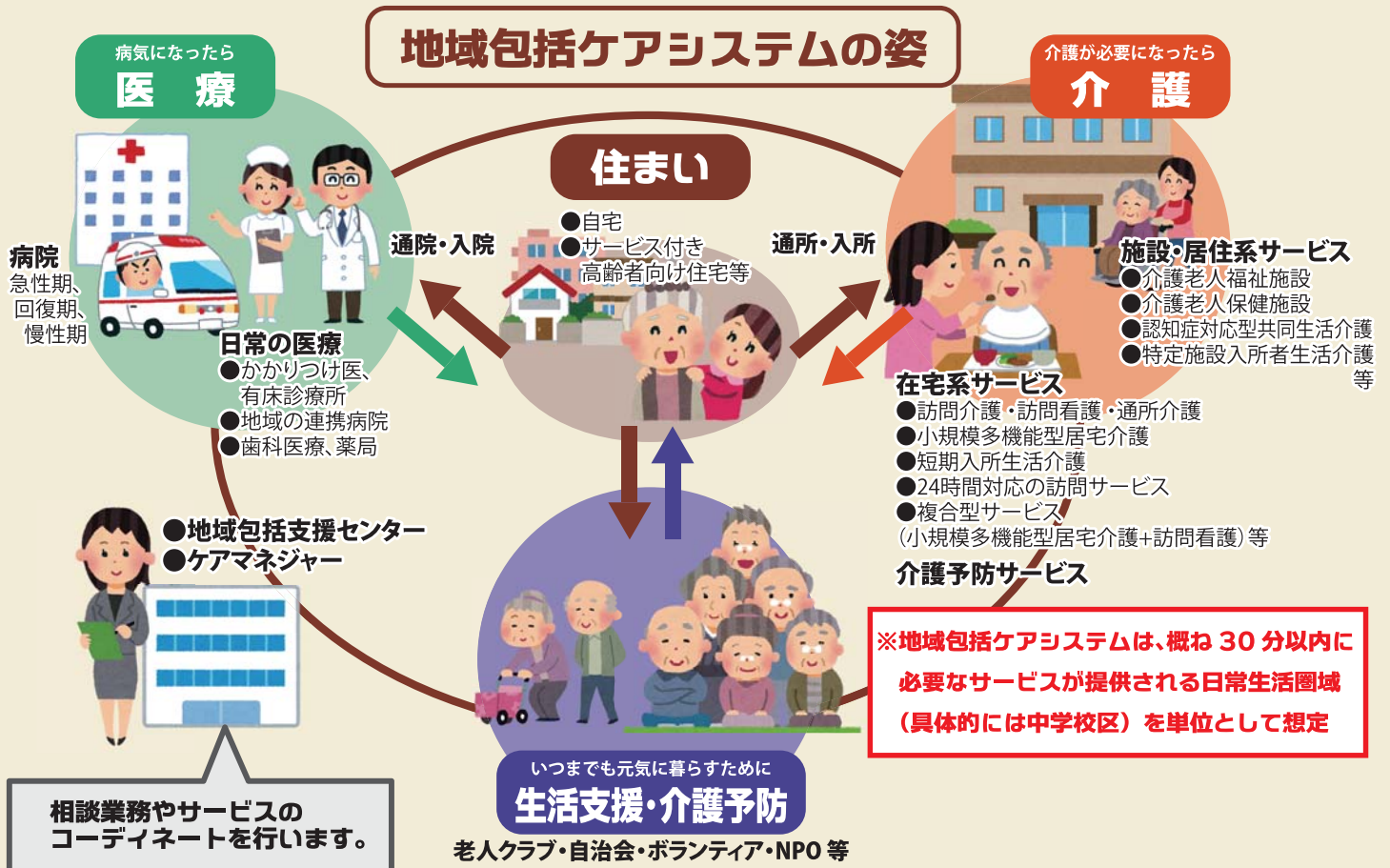
介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付け、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。今後更に高齢化が進展していく中において、以下の施策を展開し、「地域包括支援センター」が中心となって、地域包括ケアシステムをより深化・推進していきます。

- 自立支援、介護予防・重度化防止への取組の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 地域ケア会議の充実
- 認知症施策の総合的な推進
- 生活支援体制の整備
- 住まいや生活環境等の整備
- 地域活動や社会参加の促進



地域包括ケアシステムとは・・・

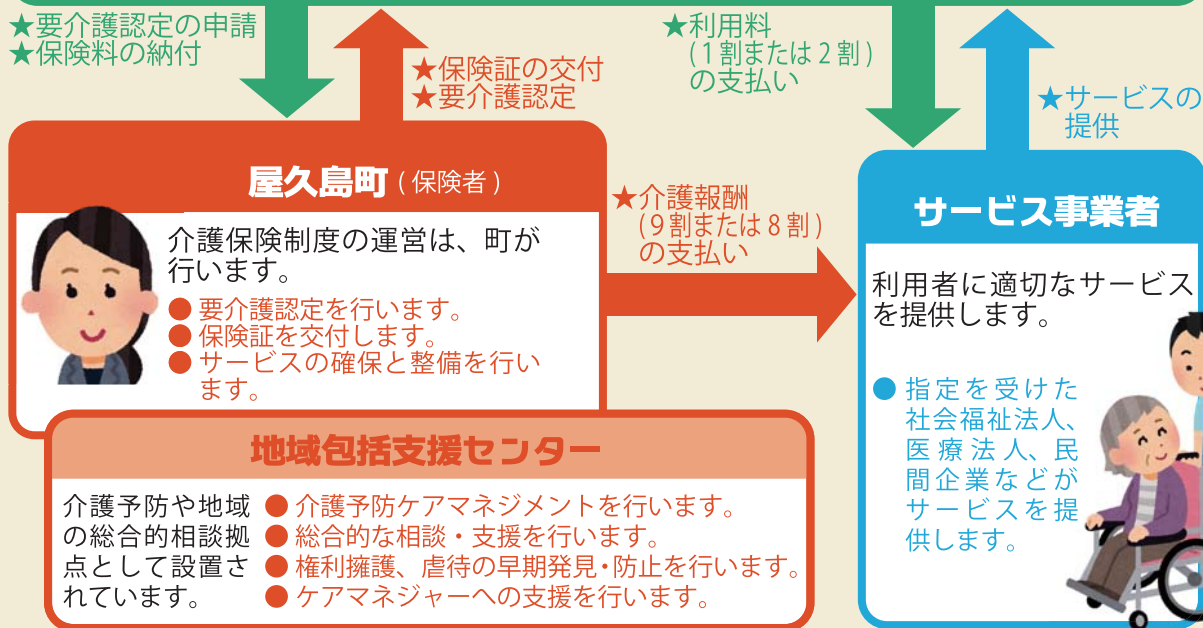
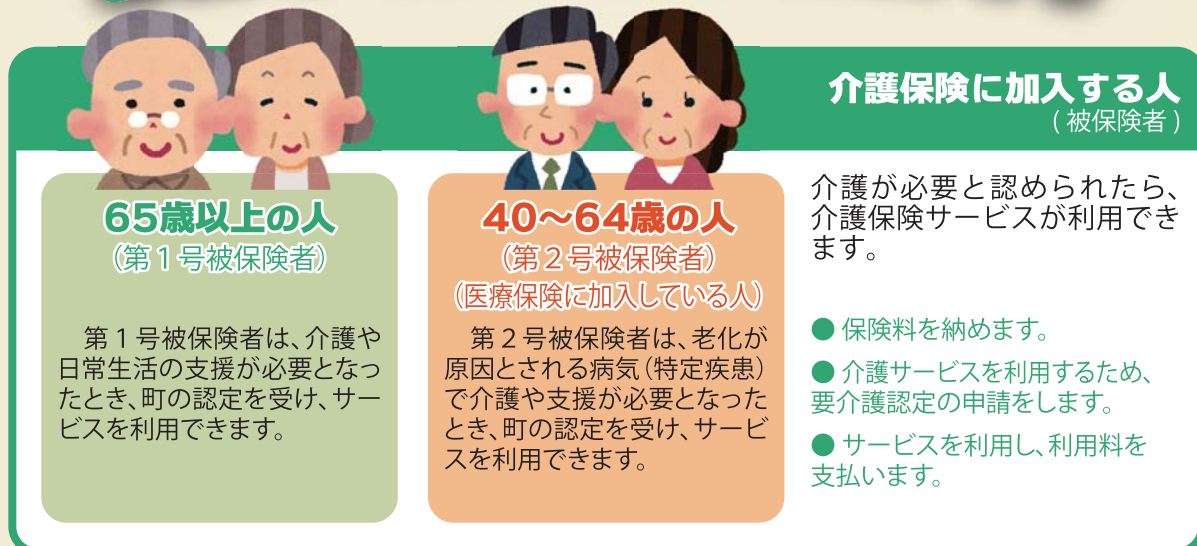
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される体制をいいます。





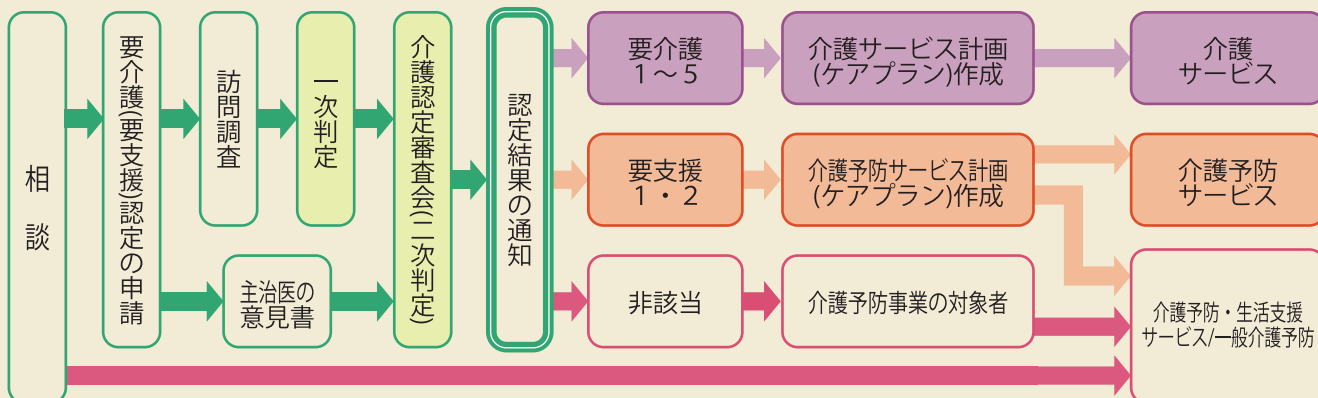
介護保険は、皆さんが住んでいる市町村が運営します。
40歳以上の方すべてが加入し、介護を社会全体で支えていくしくみです。

みんなで支えあう制度です



申請から利用までの流れ

介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
申請からサービス利用までの流れは次のとおりです。

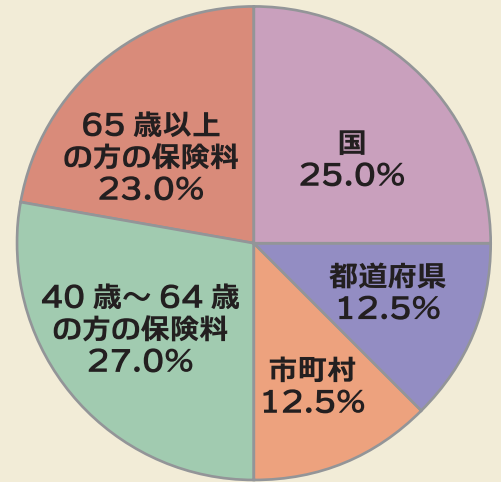




介護保険の財源

介護保険は、公費と40歳以上の方々に納めていただく保険料を財源に運営しています。財源の内訳は円グラフのようになります。65歳以上の方の負担割合は23%です。

※都道府県指定の介護保険施設及び特定施設の給付費については、国が20.0%、都道府県が17.5%です。



介護保険料の算定方法

第7期計画期間中（平成30年度～平成32年度）の保険料は、次のような流れで算定されます。

① 被保険者数及び要支援・要介護認定者の見込み



② 介護保険サービスの利用者の見込み



③ 介護保険サービスの給付費の算出



④ 65歳以上の方に負担していただく費用の算出



⑤ 65歳以上の方の介護保険料基準額の算出

$$\text{介護保険料基準額(年額)} = \frac{\text{65歳以上の方の負担分 (保険料収納必要額)}}{\text{65歳以上の方の数}}$$

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

第7期の基準額を以下のように設定しました。

平成30年度～平成32年度の保険料
屋久島町の基準額

月額

6,300円

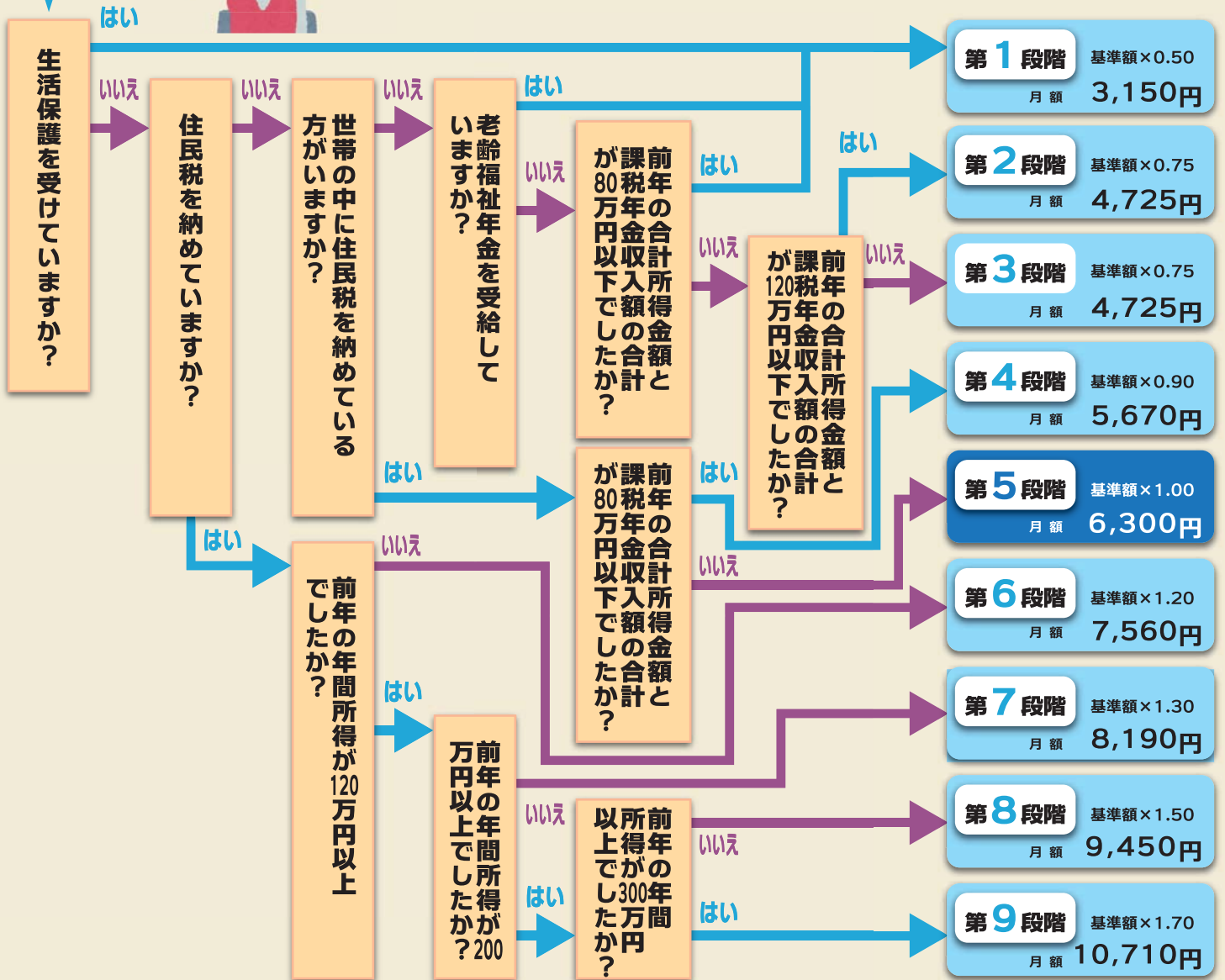
あなたの介護保険料を見てください



ここから
スタート



保険料は「基準額」をもとに、負担が重くなりすぎないように、所得によって9段階に分かれます。「基準額」は、所得段階の「第5段階」にあたります。



保険料を滞納すると...

滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

納付書で納める方は納め忘れにご注意ください。

1年以上滞納した場合

費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付(費用の9割)が支払われることになります。
※支払い方法の変更が保険証に記載されます。

1年6ヶ月以上滞納した場合

費用の全額を負担し、保険給付が一時差し止められます。滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情で給付が困難な方は、保険料の減免などを受けられることがありますので、町の窓口へご相談ください。



地域包括支援センターは、高齢者支援の総合窓口です

高齢者のみなさんを、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から総合的に支援します。みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、お手伝いします。困ったことは、なんでもご相談ください。

4つの柱でみなさんをサポート

- ① 介護予防ケアマネジメント（介護予防を支援します）
- ② 権利擁護（高齢者の権利を守ります）
- ③ 総合相談・支援（様々な相談に対応します）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスを提供できるように支援します



主任ケアマネジャー

保健師または看護師

社会福祉士

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士または看護師などが中心となり、お互いに連携をとりながら、「チーム」として活動しています。

お問い合わせ先

屋久島町 介護衛生課

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

TEL.0997-43-5900

屋久島町 北部地域包括支援センター

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1593番地

TEL.0997-43-5900

屋久島町 南部地域包括支援センター

〒891-4404 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間157番地

TEL.0997-43-5900

屋久島町ホームページ

<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp>

屋久島町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画
(概要版)
平成30年3月策定